



目次

1. 経営主体	2～3 ページ
2. 利用施設	3 ページ
3. サービスの目的・運営方針	3～4 ページ
4. サービスに係わる施設・設備等の概要	4～5 ページ
5. サービス提供職員の設置状況	5～7 ページ
6. 日中一時支援（日帰りショート）	
サービス提供内容	7 ページ
7. 利用料金	7～8 ページ
8. 利用者の記録及び情報の管理	8～9 ページ
9. 緊急時の対応	9 ページ
10. 医療機関について	9 ページ
11. 要望・苦情等申立先及び	
虐待防止に関する相談窓口	10 ページ
12. 非常災害時の対応	10～11 ページ
13. 当事業所ご利用に際しご留意いただく事項	11～12 ページ



指定障害者支援施設

第1しょうせい苑 日中一時支援（日帰りショート）重要事項説明書

あなたに対する指定障害者支援施設サービスの提供にあたり、厚生労働省令第172号第7条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要な事項です。

1. 経営主体

名称	社会福祉法人 松星苑
所在地	山口県下松市生野屋南 1-12-1
電話番号	0833-45-2425
FAX番号	0833-44-8919
ホームページアドレス	http://www.shouseien.net
メールアドレス	dai2shou@kvision.ne.jp
代表者氏名	理事長 原田正剛
設立年月日	昭和51（1976）年6月7日
法人の沿革	昭和 51（1976）年 社会福祉法人 松星苑 設立 昭和 52（1977）年 知的障害者更生施設 しょうせいえん設立（現第1しょうせい苑） 昭和 58（1983）年 知的障害者更生施設 しょうせいえん通所部 開設 昭和 59（1984）年 民間生活ホーム開設（現 障害者グループホーム松星苑 第1ホーム） 昭和 60（1985）年 民間生活ホームをミニ福祉ホームへ移行 平成 元（1989）年 ミニ福祉ホームを松星苑第一グループホームへ移行 平成 4（1992）年 松星苑 第二グループホーム開設（現 障害者グループホーム松星苑 第2ホーム） 平成 11（1999）年 知的障害者更生施設 第2しょうせいえん開設（現 第2しょうせい苑） 平成 17（2005）年 第1しょうせい苑・第2しょうせいえん・松星苑第1グループホーム・松星苑第2グループホームへ名称変更 松星苑第3グループホーム 開設 平成 18（2006）年 松星苑第1～第3グループホームを障害者自立支援法施行により 障害者グループ・ケアホーム松星苑に移行 相談支援センターしょうせい苑 開設 平成20（2008）年 障害者グループ・ケアホーム松星苑第4ホーム 開設 平成23（2011）年 障害者自立支援法に基づき第1しょうせい苑及び第2しょうせい苑を障害者支援施設へ移行 平成26（2014）年 障害者総合支援法に基づき松星苑グループホームへ移行 平成27（2015）年 就労継続B型事業所 ゆたか苑 開設
法人の特色	「愛」を基本理念とし、それぞれの施設が特色を生かし、知的障害者の個々の人格の尊重と、援助支援を通じて可能な限りの生活自立および社会自立と社会参加を図り、地域福祉への貢献にも努めます。



ほうじん しょうゆう 法人が所有 しせつ する施設	しょうがいしゃしえんしせつ だい えん せいゆつかいご しせつにゆうしよしえん たんきにゆうしよなど 障害者支援施設 第1しょうせい苑 (生活介護・施設入所支援・短期入所等)
	しょうがいしゃしえんしせつ だい えん せいゆつかいご しせつにゆうしよしえん たんきにゆうしよなど 障害者支援施設 第2しょうせい苑 (生活介護・施設入所支援・短期入所等)
	しょうがいしゃ しゅうせいえん きょうどうせいゆつかいご 障害者グループホーム松星苑 (共同生活援助)
	そうだん し えん えん そうだんしえん 相談支援センターしょうせい苑 (相談支援)
	しゅうろうけいぞく がたじぎょうしよ えん しゅうろうけいぞく がた 就労継続B型事業所 ゆたか苑 (就労継続B型)

りようしせつ
2. 利用施設

じぎょうしよ しゅるい 事業所の種類	していしょうがいしゃしえんしせつ 指定障害者支援施設
じぎょうしよ 事業所の名称	だい えん 第1しょうせい苑
じぎょうしよ しよざいち 事業所の所在地	やまぐちけんくだまつしいくの やみなみいちちようめ ばん ごう 山口県下松市生野屋南一丁目7番11号
じぎょうしよばんごう 事業所番号	3515300022
していび 指定日	へいせい ねん がつ にち 平成23(2011)年10月1日
でんわばんごう 電話番号	0833-43-9810
FAXばんごう FAX番号	0833-43-7300
ホームページアドレス	http://www.shouseien.net/1syousei/
メールアドレス	syouseien@kvision.ne.jp
かんりしゃ 管理者	しせつちよう ひろつ とおる 施設長 弘津 亨
サービス管理責任者	おかもと ひでき ひろつ とおる 岡本 英樹・弘津 亨
サービスの じっしちいき 実施地域	くだまつし しゅうなんし ひるまじっし 下松市・周南市(昼間実施サービス) しせつにゆうしよしえん たんきにゆうしよ じっしちいき せいげん ※施設入所支援・短期入所は実施地域の制限はありません
しゅ たいしやうしや 主たる対象者	ちてきしょうがいしや 知的障害者
じぎょうおよ いていん 事業及び定員	しせつにゆうしよしえんじぎょう 施設入所支援事業 48名 せいゆつかいごじぎょう 生活介護事業 67名 たんきにゆうしよじぎょう 短期入所事業 3名 につちゆういちじしえん (ひがえ 日中一時支援 (日帰りショート) 7名
かいせつねんがっぴ 開設年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和52(1977)年7月1日



3. サービスの目的・運営方針

(1) 目的

施設入所支援事業、または生活介護事業の対象者に対し、当施設において日中活動と併せて、夜間等における入浴、排泄、食事の介護等を提供することを目的として、障害者施設において必要なサービスの提供を行います。

(2) 運営方針

「愛」を運営理念とし、次に掲げる方針により運営します。

- ① 利用者一人ひとりのニーズとエンパワメントを尊重し、「個別支援計画」に沿ったより質の高い支援を通して、より自立した豊かな社会生活が営めるように支援します。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて施設障害福祉サービスを提供するように努めます。
- ③ できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業者を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ④ 「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令172号)に定める内容の他、各関係法令を遵守し事業を実施します。

4. サービスに係わる施設・設備等の概要

(1) 施設

こうぞうおよ めんせき 構造及び面積	ほんかん てっきん てっこつづくりくや ね かいだて 本館：鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根2階建
	かい 1階 81.12 m ² 2階 1496.79 m ² 3階 136.11 m ²
	さぎょうとうほんかん てっこつづくり てつばんぶきひらやだて 作業棟本館：鉄骨造スレート・鉄板葺平屋建
	174.15 m ²
	なごみ どうげいさぎょうしつ てっきん てっこつづくり ぶき かいだて 和(なごみ)・陶芸作業室：鉄筋コンクリート・鉄骨造スレート葺2階建(1階は倉庫、2階は作業室)
	かい そうこ かい さぎょうしつ 1階 47.60 m ² 2階 85.40 m ²
どうげいようかまぼしつ けいりょうてっこつづくり ぶきひらやだて 陶芸用釜場室：軽量鉄骨造スレート葺平屋建 24.29 m ²	
そうこ せんしよくしつ けいりょうてっこつづくり ぶきひらやだて 倉庫・染色室：軽量鉄骨造スレート葺平屋建43.20 m ²	



きょしつ
 (2) 居室

居室の種類	室数		備考
個室	1	8	押し入れ・タンス・靴箱・収納棚・エアコン完備。テレビ持ち込み可
2人部屋	1	6	押し入れ・タンス・靴箱・収納棚・エアコン完備。テレビ持ち込み可
団らん室	6		収納棚・エアコン・テレビ完備。

ほか せつび
 (3) その他の設備

設備の種類	室数	備考	
ほんかん 本館	食堂	1	79.20 m ²
	相談室	1	31.04 m ² 和室
	浴室 (脱衣場)	2	48.83 m ² 男女各1か所 (脱衣場エアコンあり)
	医務室	1	18.98 m ²
	静養室	2	39.96 m ² 医務室及び女性棟1か所
	会議室	1	25.94 m ²
	トイレ	10	男性棟3か所 (内1か所身障用) 女性棟2か所 (内1か所身障用) 管理棟3か所 浴室脱衣場2か所
	ショートステイ室	2	男女各1部屋
	洗面所	4	男女各2か所
	多目的室	2	和室 洋室 台所 浴室 トイレ
ふれあいホール	多目的ホール	1	99.96 m ²
	調理場	1	ガスコンロ設置
	トイレ	2	男女各1か所
きぎょうとう 作業棟	作業室	5	
	準備室	1	陶芸準備室 和 (なごみ) 準備室
	トイレ	3	男女各1か所と身障用

とうじぎょうしょ こうせいろうどうしやう きだ していきじゆん じゆんしゆ いじやう しせつ せつび せつち
 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

※せんかんれいだんぼうかんび など ぼうかせつび かんび
 ※全館冷暖房完備で、スプリンクラー等の防火設備を完備しています。

しせつ たいしんこうぞう じしん じ ひなんぼしよ びちくしよくりやうなどぞな
 ※施設は耐震構造で、地震時の避難場所、備蓄食糧等備えています。



5. サービス提供職員の設置状況

(1) 職員体制

職種	職員数	区分				常勤換算	備考
		常勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
施設長	1		1			1.0	福祉専門職資格等
サービス管理責任者	2	1	1			1.2	サービス管理責任者資格等
医師(嘱託医)	1			1		0.1	医師
看護師	2		1	1		1.4	看護師資格・福祉専門職資格等
事務員	2		2			1.8	福祉専門職資格等
生活支援員	31	23	2	8		27.8	福祉専門職資格等
栄養士	1	1				1.0	管理栄養士資格
調理員	7	4		3		5.5	調理師免許

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数です。

(2) 職員の勤務体制

職種	勤務体制
施設長	8:15~17:00
サービス管理責任者	8:15~17:00
看護師	8:15~17:00
事務員	はやにつきん 早日勤(8:00~16:45) おそにつきん 遅日勤(8:45~17:30)
生活支援員	につきん 日勤(8:15~17:00) < 休日(8:30~17:15) > はやで 早出(7:00~15:45) おそで 遅出(11:30~20:15) < 休日(9:00~17:45) > やきん 夜勤(16:00~翌9:30)



えい しょう し 栄 養 士	8 : 15 ~ 17 : 00
ちよう り いん 調 理 員	はやで 早出 (5 : 30 ~ 14 : 15) につきん 日勤 (8 : 15 ~ 17 : 00) おそで 遅出 (10 : 15 ~ 19 : 00)

※勤務時間は必要に応じて、都度変更いたします。

(3) 日中一時ご利用の時間

- ① 営業日 行事、年末年始及び盆等の当事業所が定める日を除く全日。
- ② 営業時間 午前8時30分 ~ 午後5時 (緊急時等のご相談下さい)

6. 日中一時支援 (日帰りショート) サービス提供内容

日中一時支援の内容は、自立した日常生活を営む為に必要とする活動の場の提供と、利用者本人の家族の就労及び利用者本人を日中介護している家族の一時的な休息を図るための事業であることから、支援については見守りを中心に利用者の身辺処理を中心として、生活面での支援及び、急な体調の変化における対応を主とします。

☆日中一時支援に係わる留意事項

- ・利用者の健康面、安全面及び施設の状況や支援体制により希望をされても利用の制限やお断りをする場合もありますので予めご承知ください。
- ・日中一時支援は見守りを主とした事業ですので、個人的な学習支援やレクリエーション支援はできませんので予めご承知ください。

(1) 生活支援

利用者が快適な時間を過ごせるように以下の支援を行います。

(2) 安全配慮・管理

利用者が安全に過ごせるように施設内の設備等については安全点検に配慮し、支援を行います。

(3) 健康への支援

利用者の心身状況については、事前にお聞きし、健康状態の把握につとめ、衛生管理に注意を払い、利用者が健康に過ごせるように支援します。

◎体調の変化が見られる場合は身元引受人に連絡をします。

・受診が必要と判断される場合は、身元引受人に連絡をし、協議の上、利用者の指定医療機関 (当苑の支援範囲内)

また、当事業所協力医療機関に受診します。但し、受診等に要した費用は頂きます。(オプション)

・急激な心身の変調を示し、緊急対応を必要とされる場合は、緊急時のマニュアルに沿って救急車の手配をします。



(4) 服薬への支援

服薬が必要な場合は、医師の処方による薬について、身元引受人の依頼により看護師又は支援員にて服薬支援をします。医師の処方による薬以外はお預かりができません。

7. 利用料金

お支払いいただく利用料は次の通りです。

(1) 当事業所を利用されるにあたっての利用料金

日中一時支援事業費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(各市町がそれぞれに定める基準により算出した額)を利用者負担金として事業者にお支払いいただきます。

尚、各市町の定めにより利用者負担額等の軽減等(低所得者の負担軽減措置等)が適用される場合は、この限りではありません。

各市町が発行する地域生活支援事業受給者証をご確認ください。

(2) その他の費用の額は次の通りとします。 食費 昼 620 円 (低所得320円)

(3) 以下の支援・サービスを希望でご利用される場合、費用は負担していただきます。

間食・嗜好品	実費
通信料	実費
施設内行事における特別な食事代	実費
特別に希望される食事 当苑の通常提供食事以外	実費
クラブ活動等に参加された場合の材料費等	実費
特別な移送・付添料 その他、利用者個人に関する費用	実費

(4) 食事のキャンセル料について

利用者がサービス利用取り消し(キャンセル)をする場合は、利用予定日の前日までに申し出て下さい。当日の連絡の場合、又は連絡が無い場合はキャンセル料をいただきます。

※キャンセル料(食事の原材料実費相当額): 昼食 320円

(5) 利用料金のお支払方法

当事業所窓口にて現金支払いをお願いします。(原則、平日の9:30~16:45)

(6) その他

利用者が、他の利用者の私物や事業所の建物及び器具什器等に対して故意に被害をもたらした場合は実費弁償していただきます。



8. 利用者の記録及び情報の管理

- (1) 利用者へのサービス向上に関する事業者におけるサービス会議や他の事業者との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙「個人情報提供同意書」に基づき対応いたします。事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理します。また、記録及び情報については契約終了後5年間保管します。閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の 9:00～17:00です。※土曜日も対応できる日がありますので事前にお問い合わせ下さい。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。但し、サービス提供を行う上で他事業者及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は、「個人情報提供同意書」による利用者の同意に基づき情報提供をいたします。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には速やかに医療機関への連絡等を行います。医療機関への受診の必要が発生した場合は、マニュアルに基づき速やかに対応いたします。家族の方への緊急連絡も併せて行います。

10. 医療機関について

(1) 当事業所の嘱託医師

医師名 (病院名)	診療科	診療日
吉田 延 (大田病院)	精神科・神経科	随時

(2) 当事業所の協力医療機関

医療機関	院長名	診療科目	所在地	電話番号
周南記念病院	中元賢武	総合	下松市生野屋南1丁目10番1号	0833-45-3330
黒川病院	黒川健甫	脳外科・神経内科	周南市五月町 8-19	0834-32-2015

(3) 当事業所の協力歯科医療機関

医療機関	院長名	所在地	電話番号
原田歯科医院	原田正剛	下松市南花岡6-9-12	0833-43-1010

※上記の他、下記の病院にも通院が可能です。

小林耳鼻科 篠山医院 久保駅前眼科 松野整形外科 秀浦医院 中山医院
 やました 山下ウィメンズクリニック 徳山中央病院 他

※遠方への受診又は受診が継続的になる場合や、入院時等は、ご家族により対応して頂きます。



11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情申立先

当事業所ご利用相談窓口

苦情解決責任者	施設長 弘津 亨
苦情受付責任者	支援課長 岡本 英樹

(苦情受付箱を設置しておりますのでご利用下さい。担当者が不在の場合は事務所までお申し込みください)

ご利用時間 8:15～17:00

(一部土曜・日曜・祝祭日・年末年始・その他事業所の休日を除く)

電話番号 0833-43-9810

ファックス番号 0833-43-7300

苦情解決第三者委員 神田忠二郎 (神田公認会計士事務所所長)

電話番号 0833-43-3533

萩原浩子 (音楽活動主宰者)

電話番号 0833-43-7298

高田慎二 (社会奉仕活動団体ロータリークラブ会長)

電話番号 0833-46-1631

山口県福祉サービス苦情解決委員会

所在地 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館2階 電話番号 083-924-2837

※ その他お住まいの市町の福祉相談窓口にご相談ください。

下松市 下松市障害者虐待防止センター 0833-45-1835 休日・夜間 0833-45-1700

(下松市福祉支援課内)

周南市 周南市障害者支援課 0834-22-8463 休日・夜間 0834-22-8211

光市 光市福祉総務課 0833-74-3001 休日・夜間 0833-74-3000 (22時まで)

0833-72-1400 (22時以降)

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止責任者 弘津 亨

虐待防止相談窓口責任者 岡本 英樹

ご利用時間 8:15～17:00

(土・日・祝祭日・年末年始・その他事業所の休日を除く)

電話番号 0833-43-9810

ファックス番号 0833-43-7300

(3) 第三者評価実施の有無

まだ実施しておりません。



12. 非常災害時の対応

(1) 非常時の対応

当事業所の非常時対応マニュアルに基づき、迅速かつ適切に対応いたします。

(2) 避難・防災訓練

年4回実施します。

防災設備

ア、	自動火災報知機 (設備)	設置
イ、	防火扉	設置
ウ、	誘導灯	設置
エ、	ガス漏れ報知器	設置
オ、	非常警報・通報装置	設置
カ、	消火設備	設置
キ、	スプリンクラー設備	設置
ク、	消火器	設置

※消防法上の基準は全て満たしております。

※カーテン等は防災性のあるものを使用しております。

※震災等に備えて備蓄（食料・飲料水6日分）しております。

(3) 消防計画等

第1しょうせい苑消防計画を策定しております。

消防署への届出日 : 平成27年4月

防火管理者 : 相本 浩一

(4) 保険

事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社 : 東京海上あんしん日動火災保険

加入保険内容 : 建物及び什器・備品に係る火災保険

加入保険会社 : 東京海上あんしん日動火災保険

加入保険内容 : 利用者の方の日常生活上の傷害保険

加入保険会社 : AIG スター生命 (全国社会福祉協議会斡旋)

加入保険内容 : しせつの損害賠償保険



13. 当事業所ご利用に際しご留意いただく事項

利用されている方々の共同の生活の場としての快適性・安全性を確保するために、次にあげる事項についてご留意ください。

(1) 外出について

ア、外出は保護者からの申請書提出・事業所の承認により実施できます。

イ、身元引受人及び親族以外の方と外出をされる場合は身元引受人の許可をとってください。

ウ、外出中の事故については、事業所は責任を負いません。

(2) 持ち込みの制限

危険物、加熱器具、暖房器具、その他利用者もしくは他の利用者の方に危険であると当事業所が判断した物については、持ち込みを制限することがあります。

(3) 飲酒・喫煙について

喫煙は、当事業所内の決められた場所でお願ひします。尚、ライターやマッチなどの着火用品については安全のために職員管理とさせていただきます。但し健康面への責任は負いかねます。

酒類のお持ち込みはご遠慮ください。飲酒は行事等の定められた機会にお願ひします。

(4) 食品等の差し入れ又は持ち込み

家庭等からの手づくり食品等の差し入れ又は持ち込みについては、利用者本人の物のみに限らせていただきますが、原則として生もの・未加熱の物はご遠慮ください。

(5) 他利用者との関係について

共同生活を送る上でお互いを尊重し合い、仲良くお過ごしください。他利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくこともあります。

(6) 事業所内の設備の使用上の注意について

共同の設備でありますので、本来の用法により、大切に扱うようにしてください。利用者の故意や過失により破損が生じた場合はその賠償をしていただく場合があります。

(8) 貴重品について

貴重品についてはご自分で管理してください。自己管理において紛失や破損があっても、事業所は責任を負いかねますので、できる限り持ち込みはご遠慮ください。やむを得ず持ち込まれる場合で、自己管理の困難な利用者につきましては、希望により事業所にて管理をいたします。

(9) 宗教活動・政治活動・営利活動

利用者の思想、宗教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動、及び営利活動はご遠慮ください。

(10) 動物飼育

事業所内へのペット等動物の持ち込みはできません。